

令和7年度 グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト補助金

	Q	A
1 申請資格について		
1	京都市内に主たる事務所、営業所、事業所、研究所等を有するとは具体的にどういことですか？	本補助事業においては、「本店や支店等の事業拠点を京都市内に設置（登記）しており、実態として事業を行っている」ことを言います。
2	京都市外の企業は申請できないのでしょうか？	基本的に京都市内の中小企業者向けのプログラムになっています。ただし、京都市内の中小企業様とグループを組んでいただき申請いただくことは可能ですが、その場合でも補助金の受給対象にはなりません。ご理解のほどよろしくお願いたします。
3	個人事業主なのですが、申請は可能ですか。	個人事業主も、補助金交付要綱第2条第1号第2号の中小企業等に当たりますので、本事業の対象となり、申請は可能です。申請に当たっては、直近2期分の決算書に代えて直近2期分の確定申告書を添付してください。
4	同一事業について、他の補助金（国や京都府等）を受けるとはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国や府の補助金で、相手先に併給制限等の条件が無ければ申請可能です。 ・併給禁止条件のある補助金を申請している、又は交付を受けている場合は申請できません。 ・国や府等の実施する他の補助事業で採択された経費のうち、補助対象となったものは二重で補助することはできません。
5	中小企業者にあたるかどうか確認したいのですが？	募集要領の3ページに中小企業者の概要をまとめておりますのでご確認ください。ただし、いわゆる、みなし大企業に該当する場合は対象になりません。
6	みなし大企業とは何でしょうか？	税制上の規定で、同一大企業が1/2を出資しているなど、実質的に大企業の傘下にある企業をいいます。
7	グループ申請をしたいがどのようにすればよいのでしょうか？	①グループ申請される場合は、グループ企業向けの様式（第2号様式及び第2号様式【別紙1～4】）にて申請ください。なお、少なくとも1社は京都市内中小企業であることが条件になります。②また、補助金交付要綱第4条に記載しているグループ間で共同事業合意書（様式自由）を取り交わしていただく必要があります。申請時や交付決定時には提出の必要はございませんが、令和7年6月30日までに締結いただき、合意書の写しを提出いただく必要があります。合意書を取り交わしていない場合は、交付決定の取消となりますのでご了承ください。
8	既に海外展開の実績がある中小企業者も対象となるのでしょうか？	対象となります。
9	製品開発について、令和8年2月末までに取り組む内容を計画として申請しても構わないでしょうか？	申請は可能です。補助対象となる事業期間は令和8年2月28日までとなっています。2月末までに支払いが完了したのものについては、補助対象となります。また、令和8年2月28日までに実績報告書の提出も必要となりますのでご注意ください。
10	他機関で事業補助を受けた国内向け製品で海外展開を考えている。補助対象事業にあたるのでしょうか。	新たに海外への展開をご検討とのことですので、新規性がありますので対象事業となります。
11	1社で複数の申請ができるのでしょうか。	できません。1社1申請のみです。
12	一般社団法人ですが、申請は可能ですか？	一般社団法人や一般財団法人、社会福祉法人等は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないことから、本補助事業に申請いただくことはできません。
13	ものづくり企業が対象でしょうか？	本事業は、ものづくり企業だけでなく広く海外展開を検討している企業向けの事業です。具体的に対象になるかどうかは事業計画の内容で判断させていただきます。
14	既存の商品・製品で新たに海外展開する場合は対象になるのでしょうか？	対象となります。
2 申請書類について		
1	申請に必要な書類を教えてください。	募集要領の8ページに単独申請、グループ申請に分けて、必要書類のリストを掲載していますので、そちらをご確認ください。
2	京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらも必要となりますか？	京都市の納税証明書のみご提出ください。
3	納税証明書はどうすれば入手できますか？	京都市内の方については、関連URL (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000151609.html) をご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。また、京都市外から申請する場合は、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。
4	納税証明について、土地建物、機械等の有形固定資産を所有していない場合は法人市民税分だけでよいということでしょうか？	所有されていない場合は、固定資産税・都市計画税分は不要です。
5	提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえますか？	原則、事務局から連絡はいたしませんので、必ず事前に申請書一式に洩れがないかご確認ください。なお提出書類の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、予めご了承ください。※交付申請・提出書類チェックシートをご用意しております。ご活用いただき、書類に不足がないか、十分にご確認ください。
6	第1号様式【別紙1】事業計画書中の「従業員数」にはパートやアルバイト、契約社員は含まれますか？	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としてください。パート、アルバイト、契約社員については、個別判断してください。日雇い、2箇月以内の雇用、季節的業務で4箇月以内の雇用、試用期間の従業員は含まれません。 参考： https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3

7	事業計画書の書き方が分かりません。教えていただけないでしょうか？ 記入した申請書を事前に確認してもらえますか？	個別の申請書の内容に関する事前確認は行っていませんが、ご質問に対しては、適宜対応させていただきます。なお、ASTEMのホームページに募集要領に加え、記入例を掲載しておりますので、ご参照いただいたうえで作成をお願いします。申請書の記載事項でご不明点等があれば、以下までお問合せください。 「グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト補助金」 事務局 E-mail : info.gnt@astem.or.jp
8	補助申請額は、1円単位まで記載するのですか。	補助申請額は千円未満の額を切り捨ててご記載ください。
9	申請書の郵送は消印有効ですか？	消印有効ではありません。締め切り日である令和7年5月8日（木）の17時以降は、申請書の受理はできませんのでご注意ください。
10	一度WEBで申請した後に、内容を修正したい場合はどうしたらよいですか？	もう一度WEB申請してください。
11	創業したばかりで提出できる決算書がなく、納税証明書も発行できないのですが、どうすればよいでしょうか？	「創業間もなく決算書がない」、「固定資産を有していないため固定資産の納税証明書が発行できない」等の理由があれば、決算書や納税証明書のご提出は不要です。なお、申請時に必要書類のご提出がない場合は、その理由を確認させて頂く場合があります。
12	申請したいのですが、事業の見積金額が算定できておりません。どうすればよいでしょうか？	申請時に見積書の添付までは求めていますので、可能な限り実態に近い金額を見積のうえ申請してください。
3 申請内容について		
1	自社製品・サービスに自信はあるが、具体的な事業計画はこれからです。この段階でも申請できるのでしょうか？	まずは交付申請に必要な事業計画書（第1号様式【別紙1】）を作成いただき、申請くださいますようお願いいたします。当財団のHPの申請書類の中に記載例がありますので、そちらを参考に記入ください。
2	「今後グローバルな展開が期待される製品等」とありますが、国内の商社を通じて販路展開する場合も対象になるのですか？	申請者自ら具体的な海外展開の計画を作成し、海外展開を行う場合は、申請いただくことができます。
3	国内展示会へ出展したいと考えているが、対象事業になるのか？	国外で開催される展示会が対象となります。
4	補助対象事業について1区分だけの申請も可能でしょうか？	3つのメニュー（「①海外市場のニーズ調査」「②展示会出展」「③製品開発」）を設定していますが、全てのメニューをお使いいただくことも可能ですし、個別のメニューを選択して申請いただくことも可能です。
5	補助対象事業には3区分あるが、どの区分に該当するか分かりません。	申請者のご判断で記入ください。難しいようであれば、当財団までお問い合わせください。
6	例えば（「海外市場のニーズ調査」と「展示会出展」を）合算して申請することはできるのでしょうか？	合算による申請は認めておりません。区分ごとに分けて申請をお願いします。
7	昨年度、採択されたが再度申請できるのでしょうか？	採択を受けた補助対象事業の項目は対象外ですが、採択を受けていない補助対象事業の項目は対象となります。
8	事業の途中で申請区分の変更をすることは可能でしょうか？	申請いただいた区分の計画に基づいての採択ですので、実施内容そのものが変わる場合は採択取消となります。事業内容をよくご検討のうえ申請してください。
9	事前着手について教えていただけないでしょうか？	本補助金では例外的に事前着手を認めています。事前着手の要件としては ①事業の性格上、実施時期に制約を受けるもの ②事業の実施に当たり、特に長期間を要するもの（製品開発等） ③早期着手により、事業費の増額が防止できるもの。 ④自社の他事業に関連し早期着手する必要があるもの のいずれかを求めていますので、ご確認のうえ事前着手届を申請時にご提出ください。 ただし、事前着手届の提出があっても、補助金の採択を確約するものではありません。 また、交付決定日までに事業が終了しているものは対象となりません。 なお、展示会出展に係る出展申込みについては、事前着手とみなしません。
10	事前着手はいつから認められるのでしょうか？	令和7年4月1日以降となります。
11	仕入れ販売で自社商品ではないが、補助対象になりますか？	市内の中小企業者様の新たな海外展開ということであれば対象となります。事業計画に詳細について記載ください。
12	海外向けサービスの開発費は対象になるのでしょうか？	対象となりますので、製品開発費として申請ください。
4 審査について		
1	採択事業者の選定は先着順になりますか？	先着順ではありません。受付期間終了後に、有識者等からなる審査会において評価を行い、採択事業を決定します。
2	どのように審査されるのか？	当財団内の審査会において申請書に基づき書面審査を実施し採択案件を決定します。なお、審査の経過や結果等に関する問い合わせにつきましては、お答えできませんのでご了承ください。
3	審査会のメンバーについて教えていただけないでしょうか？	京都市と協力機関であるジェトロ京都、中小機構近畿本部、京都市産業技術研究所、当財団の5者により専門的知見、総合的な観点から審査いたします。
4	審査基準を教えていただけないでしょうか？	募集要領の10ページに記載のとおりですが、申請者の要件及び以下に掲げる審査の観点から審査を実施し、採択者を決定します。 ・企業の有する技術・ノウハウ・ビジネスモデルの将来性 ・計画事業の具体性・実現可能性 ・海外展開に当たっての自社の課題の把握 ・事業推進体制・財務健全性 ・本事業による支援の有効性

5	なぜ加点するのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の補助事業では、補助事業の採択なしに自力での海外展開が可能である企業と比べ、より支援を必要とする企業を主な支援対象と考えているためです。 ・また、京都市の認定企業等についても政策的な見地から加点することとしています。
6	加点対象企業の②海外拠点について、拠点設置後間もない企業とは具体的にどういった企業を指すのでしょうか？	海外展開に一定目的が立つ目安を10年と考えており、10年未満の企業を加点対象にしています。
5 対象経費について		
1	大学の先生等へ謝金を支払いたいのですが？	謝金対象の役務、工数を明確にして申請してください。また、補助金額確定時も同様に役務提供の結果と工数を明確にして計上してください。
2	国内の鉄道やバス費用も対象となるのでしょうか？	対象になりません。海外渡航に必要なエコノミークラス航空券代のみが対象になります。
3	消耗品費（試作等に要する資材、部品等の購入費）の計上に当たっての制約はありますか？	補助金額確定時に、用途、数量、価格・購入先の妥当性が問われますので、そのための書類の整備が必要です。また、実績報告時には使用された分だけ金額計上してください。
4	補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まれますか？	含みません。
5	対象外となる経費を教えてください。	<p>対象外経費は以下のとおりです。機械装置備品、サンプル提供後の販売を目的とした製品や商品の原材料購入費、家賃、光熱水費、通信費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用 振込手数料（代引手数料を含みます。ただし、振込手数料を両者合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上可能です。）</p> <p>その他、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用</p> <p>また、令和5年度に対象としていた直接人件費も令和6年度から対象外としています。</p>
6	海外規格に対応するための製品改良・開発等に要する経費の範囲について教えてください。	研究開発費として計上している経費が該当し、製造原価に計上する量産段階の経費は対象外となります。
7	海外向けHPの作成やHPの翻訳は対象になるのでしょうか？	本補助金の補助対象事業である、①海外市場のニーズ調査、②展示会出展、③製品開発のいずれにも当てはまりませんので、対象とはなりません。
8	海外の学会に参加し、ニーズ調査を実施したいが対象となるのでしょうか？	対象となります。なお、学会に参加後に、市場調査の結果報告書を提出いただくことが必要です。
9	製品・サービスの市場調査はどのような内容が対象になりますか？	既存のレポートの購入のほか、調査委託費の一部等への補助金の充当を想定しています。
10	海外見本市・展示会への参加（出展ではない）は対象となるのでしょうか？	海外見本市・展示会への単なる参加は対象となりません。市場調査の場合は、市場調査の結果報告書を提出いただくことが必要です。
11	事業実施期間内に開催される海外展示会への出展の申込みを事業実施期間前（例：令和6年度）に行いましたが、対象になりますか？	対象となります。出展申込みは、事業着手前でも認められます。また、事前着手とみなしませんので、事前着手届の提出も不要となります。ただし、展示会出展及び補助対象経費の支払いは、事業対象期間内に実施いただくことが必要です。
12	出展におけるパネル製作へのアドバイスや現地通訳は対象になりますか？	対象となります。
13	海外での宿泊費は対象になりますか？	対象となります。
14	市場調査には海外での市場調査活動の費用（海外出張費）も含まれますか？	現地における市場調査活動の費用のほか、海外出張等も含まれますが、その場合、市場調査の結果報告書が必要となります。
15	（海外展開に係る）全ての旅費が対象になるのか教えてください。	補助対象は渡航の際の航空券（船券）に限ります。空港までの国内旅費や通常の業務活動・営業活動にかかる旅費、現地旅費やレンタカー代は対象になりません。
16	展示会出展の後、続いて市場調査をしようと思います。展示会と市場調査の両方に経費を含めて良いのでしょうか？	同じ展示会や出張経費を別々のカテゴリー（補助事業の項目）に含めることは可能です。
17	通訳の費用は市場調査や展示会に含まれますか？	含まれますが、通訳との間で業務委託契約を結び、契約書や領収書等の証憑が必要です。
18	海外市場向けの試作品製作費用は製品開発に含まれますか？	海外市場向けの試作に関連する費用は製品開発に含まれます。
19	機械や設備の購入費は、製品開発費に含まれますか？	物品の購入は、耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の消耗品に限ります。
20	製品開発の経費にはどのような費用が含まれますか？	海外市場、海外規格向けの試作費用、製品改善費用、設計・デザイン費用などが製品開発に含まれます。
6 補助金について		
1	事前に補助金を受け取ることは、できるのでしょうか？	補助金は精算払いとなりますので、完了検査後に証憑を添えて請求いただきますようお願いいたします。
2	入金はいつになるのでしょうか？	事業完了後の補助金額確定後の支払いとなります。(精算払)

3	精算時の証憑として何が必要か？	業者への発注内容等を確認できる書類として、見積書、契約書、発注書、請書、納品書の写し、経費の支払いを確認できる書類として請求書、振込依頼書・領収書の写し等、各種証明する書類をご提出ください。
4	補助金の交付額は、事業実績に応じて増減することはありますか？	減額することはあり得ます。（増額はございません。）事業実績に関わらず、補助金上限は、当初に通知する交付決定通知書に記載する額となります。したがって、事業実績が当初予定を下回った（支出額が下がった）場合は、補助額を一定の割合に応じて、減額調整することがあります。また、実績報告において、申請内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
5	決済に法人ではなく代表者の個人カードを使うことはできますか？	基本的には法人払いが必要ですが、代表者様個人のカード払を企業様で精算する場合には可とします。ただし、補助金支払時に内容を明確に把握できる使用明細等を添付ください。
6	支払いはペイパルでできますか？	ペイパルのご利用自体に問題はないと考えますが、補助金精算時に、簡易な履歴や明細のみでは経費の特定が困難なことから、ペイパル等の決済手段をご利用の場合は、請求書や契約書・仕様書等、履歴や明細と対象経費を紐づけする書類を別途ご用意ください。
6	事業計画や予算総額・内訳に変更が生じましたが、どうすればいいでしょうか？	変更が生じた場合は、事前に事務局にお問合せのうえ、「変更承認申請書（第6号様式）」をご提出してください。判断に迷う場合は事務局へお問合せください。 なお、実績報告書提出後の変更については一切認めません。
7 その他		
1	減額の上で採択されたが、当初の計画どおり事業実施ができなくなりました。どうすればいいでしょうか？	速やかに担当のコーディネータにご連絡ください。別途変更承認申請書（第6号様式）を決定された日付でご提出ください。
2	申請事業を諸事情で中止としました。どうすればいいでしょうか？	速やかに担当のコーディネータにご連絡ください。別途計画中止（廃止）申請書（第7号様式）を決定された日付で提出頂きます。 申し訳ありませんが、採択を取り消し、事業を中止とさせていただきます。補助金の支払いはございません。
3	採択後の専任コーディネータの伴走について、どのようにサポートいただけるのでしょうか？	採択事業の実現に向けて、事業計画に係る課題分析やアドバイス、必要な支援機関等への橋渡しなどを行います。
4	市場調査に当たって、事業採択後に調査会社を紹介してもらえますか？	調査方法等のアドバイスや情報提供は専任コーディネータ行いますが、他の補助メニューを含め個別企業のご紹介はいたしかねます。